

滝上町からのお知らせ（2月15日現在）

新型コロナウイルス感染症対策について

北海道内における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、2月に入り大幅に減少し、改善傾向にあります。札幌市内においては緊急事態宣言対象地域の政令指定都市と比較しても、新規感染者数が多い状況にあること、また今後3月から4月にかけて、卒業・入学、転勤など人の移動が増加することを受け、さらに感染者数を減少させることが重要であるとして、北海道は新型コロナウイルス集中対策期間を国の緊急事態宣言期間と同様に、3月7日（日）まで延長することを決定しました。

今回の協力要請においても、引き続き、飲食場面における感染防止対策が求められています。

集中対策期間中は、同居家族以外との飲食は可能な限り控える、飲食の場合には新北海道スタイルの実践店舗を利用するなど、感染対策の徹底にご協力ください。

北海道新型コロナウイルス集中対策期間

令和3年2月16日（火）～令和3年3月7日（日）

※国内で緊急事態宣言が発令されている間

※下記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく北海道対策本部長からの協力要請です。
※北海道独自の警戒ステージは3のまま、札幌市を対象に警戒ステージ4に相当する強い措置を講じるものです。

◆3月7日（日）までの間

○緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県
岐阜県・大阪府・京都府・兵庫県・福岡県

緊急事態宣言の対象地域となる都府県においては、午後8時以降の不要不急の外出自粛、飲食店等の時間短縮営業（午後8時までの営業）、テレワークによる出勤者7割減少、イベント開催規模の縮小など、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染状況に応じた対策が取られることとなります。

やむを得ず、緊急事態宣言対象地域へ外出する場合には、その地域の措置内容を十分に確認して行動されますようお願いいたします。

○行動制限が要請されている道外地域との往来自粛

※緊急事態宣言対象地域以外にも、外出自粛など行動制限の要請をしている地域があります。

感染拡大状況により、要請内容は変化することから、道外地域との往来の際は、移動先の地域の情報をご確認ください。

○感染リスクを回避する行動の徹底

- ・できる限り同居していない方との飲食は控える
- ・マスクの着用と手洗いの徹底
- ・体調が悪い場合の外出自粛
- ・テレワークの推進や時差出勤などの活用
- ・国の接触確認アプリ（COCOA）や北海道のコロナ通知システムの活用

◆2月28日（日）までの間

○不要不急の札幌市及び小樽市との往来自粛

○札幌市内の飲食店における営業時間の短縮（午前5時～午後10時までの営業）

北海道からの協力要請を受け、滝上町が主催する行事や会議のうち、緊急事態宣言対象地域や往来自粛地域から講師などを招くものは、協力要請の期間において、可能な限りオンラインを活用した方法へ変更することとします。

また、町が主催する行事や会議に限らず、集会等の場面における飲食は、可能な限りお控えください。町民の皆様には気を緩めることなく感染防止対策の実施にご協力くださいますようお願いいたします。

このお知らせに関するお問い合わせ先：滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策部（保健福祉課） ☎29-2111(216・234)

裏面もご覧ください